

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）ＪＲ奈良駅南
特定土地区画整理審議会傍聴要領

（平成２０年７月２３日ＪＲ奈良駅南特定土地区画整理審議会決定）

（趣旨）

第１条 この要領は、大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地区画整理審議会会議規則第４条の規定に基づき、ＪＲ奈良駅南特定土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（開催の周知）

第２条 会議の開催は、原則として、会議開催の日の７日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を、ＪＲ奈良駅周辺開発事務所及び情報公開課内の行政資料コーナーに備え置くとともに、奈良市ホームページにより周知するものとする。

会議の名称

開催日時

開催場所

議題

傍聴を認める者の定員

傍聴の申込方法

問い合わせ先

（傍聴の手続）

第３条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、審議会が指定する期間内に、電話、ファクシミリ又は郵送等により、住所、氏名及び電話番号を申し出るものとする。

２ 審議会は、前項の申出があったときは、傍聴受付簿（別記第１号様式）に住所等を控え、整理するものとする。

３ 審議会の会議を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）の定員は、５人とし、これを超えた場合には、抽選により決定するものとする。

４ 審議会は、傍聴人を決定したときは、傍聴希望者全員に、速やかに傍聴の可否を連絡するものとする。

５ 傍聴人は、会議の開会の３０分前から１５分前までの間に、住所及び氏名を申し出て、傍聴券（別記第２号様式）の交付を受けなければならない。

６ 傍聴人は、会議の会議場（以下「会議場」という。）に入場する際に当該傍聴券を係員に提示しなければならない。

７ 傍聴券は、退場の際、返還しなければならない。

（入場の禁止）

第４条 次に掲げる者は、会議場に入ることができない。

酒気を帯びていると認められる者

会議の妨害になると認められる物品を携帯している者

前２号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人が守るべき事項)

- 第5条 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。
- 所定の場所で傍聴し、みだりに席を離れないこと。
 - 会議場において発言しないこと。
 - 議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。
 - 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
 - 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。
 - 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
 - 写真の撮影、録画、録音又はこれらに類する行為をしないこと。
 - 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

- 第6条 傍聴人は、審議会が傍聴を認めないと定めた議題に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会議場から退場しなければならない。
- 2 傍聴人は、会議終了後は速やかに会議場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

- 第7条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は、傍聴人に対して必要な指示を行い、これに傍聴人が従わない場合は、退場させることができる。

(傍聴人への資料配布等)

- 第8条 傍聴人には、会議次第その他会長が必要と認めた資料を配布するものとする。

(委任)

- 第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- この要領は、平成20年8月1日から施行し、同日以後に開催される会議から適用する。

別記

第1号様式(第3条関係)

平成 年度第 回 J R 奈良駅南特定土地区画整理審議会

整理番号 _____

傍 聴 受 付 簿

住 所	
氏 名	

第2号様式(第3条関係)

(表)

平成 年度第 回 J R 奈良駅南特定土地区画整理審議会 整理番号 _____ 傍 聴 券 J R 奈良駅南特定土地区画整理審議会会長 入場の際は、傍聴券を係員に提示してください。また、退場の際は、返還してください。 会議を傍聴される方は、係員の指示に従うとともに、裏面の注意事項を遵守してください。

(裏)

<p>【注意事項】</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>... ..</p> <p>... ..</p>
--